



# 島根県報

令和元年10月11日（金）

第 4 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

県営土地改良事業の工事の完了	（農 村 整 備 課）	2
保安林の指定施業要件の変更（2件）	（森 林 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（2件）	（中 小 企 業 課）	4
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（       "       ）	6
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	（審 査 指 導 課）	8

### 【特定調達公告】

ドメイン統合サービスシステムに係る賃貸借及び付帯する導入業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（警 察 本 部）	8
------------------------------------------------	-----------	---

### 【公安告示】

島根県公安委員会の掲示板の設置場所の廃止	（警 察 本 部）	8
----------------------	-----------	---

**告 示****島根県告示第292号**

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和元年10月11日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	完了年月日
和田地区 農道事業（県営基幹農道整備事業）	令和元年9月10日

**島根県告示第293号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年10月11日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐は、択伐による。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐は、択伐による。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第294号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年10月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

## 島根県告示第295号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和元年10月11日

島根県知事 丸 山 達 也

### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スポーツデポ松江店 島根県松江市乃白町2068
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
三菱UFJリース株式会社 代表取締役社長 柳井 隆博 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
  - (3) 変更した事項
    - ア 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前) SD松江乃白北店 島根県松江市乃白北土地区画整理事業区域内110街区、111街区  
(変更後) スポーツデポ松江店 島根県松江市乃白町2068
    - イ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 三菱UFJリース株式会社 代表取締役社長 白石 正  
(変更後) 三菱UFJリース株式会社 代表取締役社長 柳井 隆博
    - ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社アルペン 代表取締役 水野 泰三  
(変更後) 株式会社アルペン 代表取締役 水野 敦之
  - (4) 変更の年月日
    - (3)ア：平成25年10月24日
    - (3)イ及びウ：令和元年9月27日
- 2 届出年月日  
令和元年9月27日
  - 3 届出及び添付書類の縦覧場所  
松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）
  - 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
    - (1) 意見書の提出先  
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
    - (2) 意見書に記載すべき事項
      - ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
      - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
      - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
      - エ 意見の内容
      - オ 意見を述べる理由
    - (3) その他  
意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

#### 島根県告示第296号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和元年10月11日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) マルイ浜山通り店 島根県出雲市渡橋町1158外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社みつまる 代表取締役 福代 明正 島根県出雲市枝大津町2-8

## (3) 変更しようとする事項

## ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者

(変更前) 有限会社みつまる 代表取締役 福代 松野

(変更後) 有限会社みつまる 代表取締役 福代 明正

## イ 大規模小売店舗の名称

(変更前) ヒマラヤ出雲店

(変更後) (仮称) マルイ浜山通り店

## ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヒマラヤ 岐阜県岐阜市江添1-1-1 代表取締役 小森 裕作

(変更後) 株式会社サンインマルイ 鳥取県鳥取市湖山町東1-122-1 代表取締役 松田 欣也

## (4) 変更の年月日

(3)ア：平成26年4月14日

(3)イ及びウ：令和元年9月24日

## 2 届出年月日

令和元年9月24日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課 (出雲市今市町70)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

**島根県告示第297号**

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

令和元年10月11日

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) マルイ浜山通り店 出雲市渡橋町1158外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社みつまる 代表取締役 福代 明正 島根県出雲市枝大津町2-8

## (3) 変更しようとする事項

## ア 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 建物西側(屋外)

(変更後) 建物北西側(屋内)

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時から午後9時まで

(変更後) 24時間

## ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後9時30分まで

(変更後) 24時間

## エ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3か所

(変更後) 5か所(敷地内駐車場北東側及び南東側に追加)

## オ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前9時から午後7時まで

(変更後) 午前6時から午後9時まで

## (4) 変更の年月日

令和2年5月25日

## 2 届出年月日

令和元年9月24日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課(出雲市今市町70)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第298号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

令和元年10月11日

島根県知事 丸山達也

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変更に係る事項			
			変更前		変更後	
			売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所
849	出雲市塩冶町 278番地1 学校法人島根自 動車学園 理事 長 大島 卓爾	出雲市塩冶町 278番地1 出雲自動車学校	出雲市塩冶町 278番地1 学校法人島根自 動車学園 理事 長 三吉 庸善	出雲市塩冶町 278番地1 出雲自動車学校 大田市長久町長 久イ46-1 大田自動車学校	出雲市塩冶町 278番地1 学校法人島根自 動車学園 理事 長 大島 卓爾	出雲市塩冶町 278番地1 出雲自動車学校

### 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年10月11日

島根県警察本部長 今村 剛

1 件名及び数量

ドメイン統合サーバシステムに係る賃貸借及び付帯する導入業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

令和元年8月26日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社中国支店 支店長 渡邊 祐史 広島県広島市中区八丁堀16番11号

5 落札金額

25,639,477円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和元年6月25日

### 公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第71号

公安委員会の掲示板の設置場所（昭和42年島根県公安委員会告示第63号）は、廃止する。

令和元年10月11日

島根県公安委員会委員長 遠 藤 充 子